

今帰仁村地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

平成26年度～平成29年度

今帰仁村役場

平成25年3月

第1章 計画の背景

目次

第1章 計画の背景	1
1.1 地球温暖化のメカニズム.....	1
1.2 地球温暖化の進行による影響とは	2
1.3 国内外の動向.....	3
第2章 計画の基本的事項	4
2.1 計画策定の基本的な考え方.....	4
2.2 実行計画による効果.....	5
2.3 基準年度・計画期間.....	5
2.4 計画の対象範囲.....	6
2.5 対象とする温室効果ガス.....	7
第3章 温室効果ガスの排出実態	8
3.1 温室効果ガス排出量.....	8
3.2 庁舎別排出量.....	9
第4章 計画の目標	12
4.1 温室効果ガス削減目標の基本的な考え方.....	12
4.2 温室効果ガスの削減目標.....	12
第5章 目標達成に向けた取り組み	13
5.1 事務作業等にあたっての取組.....	13
5.2 建築物の建築・管理にあたっての取組.....	15
5.3 その他.....	15
第6章 計画の推進	16
6.1 推進体制.....	16
6.2 進行管理.....	18
6.4 計画の取り組み成果の公表.....	19
6.5 職員に対する研修・情報提供.....	19
資料編	21

第1章 計画の背景

第1章 計画の背景

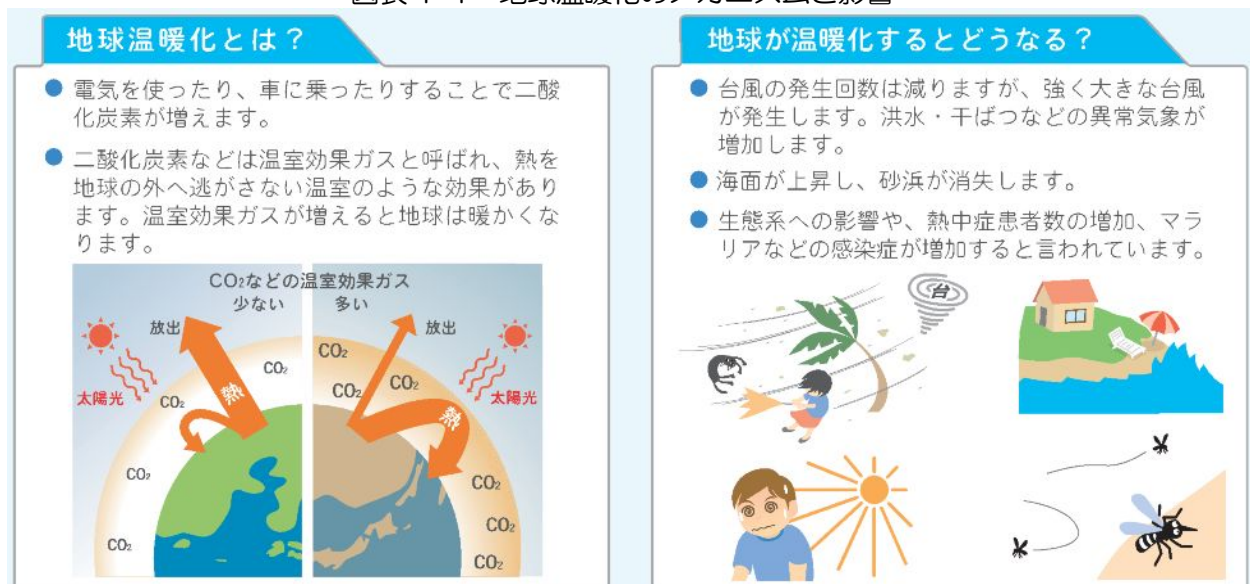
1.1 地球温暖化のメカニズム

地球の気温は、太陽からのエネルギー（太陽光）と地球から宇宙空間へ放出されるエネルギー（主に赤外線）のバランスで、ほぼ一定（平均気温 14℃）に保たれています。

しかし、現在、人類が化石燃料を大量に消費していることなどが原因で大気中の二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの濃度が上り、地表付近の大気の温度が上昇しています。これが「地球温暖化」と呼ばれる現象です。地球温暖化の進行は様々な影響を及ぼします（図表 1-1 参照）。

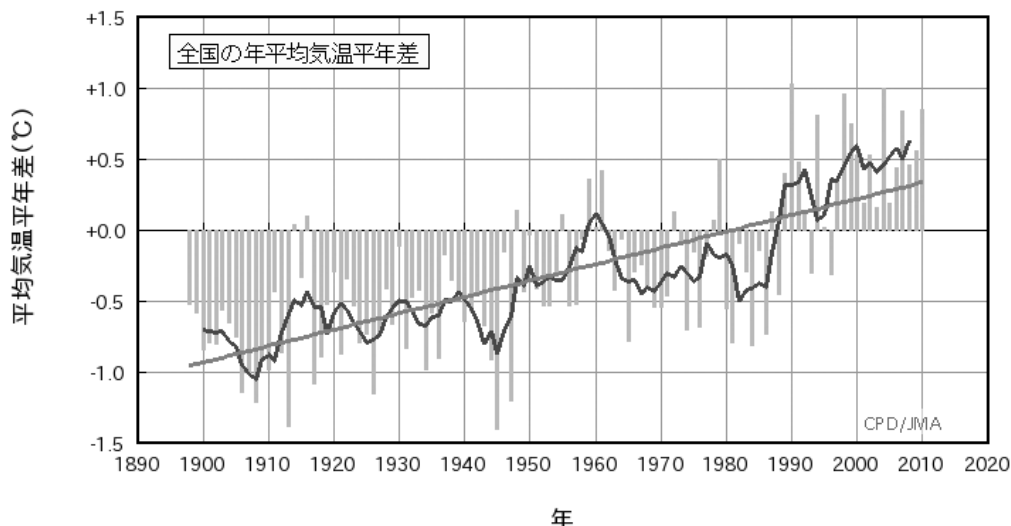
日本の年平均気温は、100年あたり約 1.15℃の割合で上昇しており、特に 1990 年代以降、高温となる年が頻出しています（図表 1-2 参照）。

図表 1-1 地球温暖化のメカニズムと影響



出典：パンフレット「沖縄県地球温暖化対策実行計画—区域施策編—」 沖縄県 2011年

図表 1-2 日本の平均気温



出典：気象庁 ウェブサイト (http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/temp/an_jpn.html)

1.2 地球温暖化の進行による影響とは

2007年12月に発表された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次報告書によると、今後100年の間に1.1～6.4℃気温が上昇すると予測されており、また、地球温暖化により生じる影響は自然環境や人間社会と多岐にわたります（図表1-3参照）。

地球温暖化の進行による影響は、地球規模で見ると、海面が上昇し、数多くの島々が海に沈んでしまうリスクの増大があります。また、地球温暖化は、各地で水の循環に影響を与えることにより異常気象を起こし、洪水が多発する地域がある一方、渇水や干ばつに見舞われる地域も出てきます。この結果、地域により穀物生産性の変化が顕著に現れます。さらには、気温上昇による熱中症患者の増加やデング熱や日本脳炎が発生する可能性が高まる等健康への影響や、サンゴの白化現象等などの生態系への影響も懸念されています。

特に日本は、沿岸域に人口・産業が集中しており、このような地域は地球温暖化に対する脆弱性が高いと考えられます。

図表 1-3 地球温暖化の影響の事例



(注) 影響は、適応の程度、気温変化の速度、社会経済の経路によって異なる。

1980～1999年に対する世界年平均気温の変化（℃）。

黒い線は影響間のつながりを表し、点線の矢印は気温上昇に伴い継続する影響を示す。

出典：「IPCC 第4次評価報告書統合報告書政策決定者向け要約」 文部科学省・経済産業省・気象庁・環境省 2007年

1.3 国内外の動向

1997年12月に京都市で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において「京都議定書」が採択され、先進国には温室効果ガスの削減目標が課されました。各国において取り組みが進められ、我が国は2008年～2012年において、温室効果ガスの排出量を基準年である1990年比で6%削減する事を国際的に約束しました。

「京都議定書」における6%削減の目標を達成するため、我が国では1998年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）を制定し、この法律に基づき、地球温暖化対策に関する必要な施策等が実施されています（図表1-4参照）。

図表 1-4 国内の地球温暖化対策動向

法律等	概要	備考
「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）	温暖化防止を目的とし、京都議定書で日本に課せられた目標である温室効果ガスの1990年比6%削減を達成するために制定された法律。 国、地方公共団体、事業者および国民それぞれが温室効果ガス排出抑制への取り組みを行う責務を定めるとともに、国、地方公共団体及び事業者が自ら排出する温室効果ガスの排出抑制に関する措置を計画的に進めるための枠組みを定める。	1998年10月制定 2008年6月改正
	国、地方自治体は自らの事務事業活動から排出される温室効果ガスに関する計画策定の義務づけ（実行計画）。	法律第20条の3
	特例市以上に対して実行計画及び地域推進計画を統合した「地方公共団体実行計画」の策定の義務づけ（新実行計画）。	法律第20条の3第3項
「京都議定書目標達成計画」	温対法に基づき、国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割が明確に位置づけられる。特に「地方公共団体」の基本的役割として以下のものが明記。 ①地域の特性に応じた対策の実施 ②率先した取組の実施 ③地域住民等への情報提供と活動推進 対象ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6種類 目 標：2008年～2012年において、温室効果ガスの排出量を基準年（1990年）比で6%削減	2005年4月閣議決定 2008年3月全部改訂

（ポスト京都議定書に向けた動き）

2009年12月には、コペンハーゲンでCOP15が開催され、次期枠組みに向けた政治合意としてコペンハーゲン合意が作成されました。コペンハーゲン合意には、世界の気温上昇を産業化以前より2℃以内に抑制することをはじめ、先進国の2020年までの削減目標と途上国の削減行動を条約事務局へ提出する事項、先進国・途上国の削減行動に関する測定・報告・検証に関する事項、途上国支援や技術移転に関する事項などが含まれています。

第2章 計画の基本的事項

2.1 計画策定の基本的な考え方

今日の環境問題における大きな課題のひとつの地球温暖化問題は、人間活動に伴って大量に排出される二酸化炭素やメタンガスなどの温室効果ガスの影響で、人類の存在に影響を与える深刻な環境問題です。

主な原因である二酸化炭素は、日常の事業活動や社会生活から発生しています。この問題を解決していくために、化石燃料に依存した大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済構造から、省資源、省エネルギー等による循環を基本とした持続可能な社会へ転換していくことが求められています。我が国では、京都議定書において、温室効果ガスの総排出量を「2008年(平成20年)から2012年(平成24年)」の第1約束期間に6%削減するとの目標が定められました。

地方公共団体においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)に基づき、温暖化対策の取り組みを定めた「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画」(実行計画)の策定と実施状況の公表が義務づけられました(第20条の3)。

よって、今帰仁村では、地球温暖化対策をより一層推進していくため、村自らの事務・事業に係る地球温暖化防止に関する取り組みについて、法律で必要とされる要件を盛り込んだ「今帰仁村地球温暖化防止実行計画」を策定し、環境負荷の小さな社会の構築をめざします。

参考：「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3(抜粋)

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

(中略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

2.2 実行計画による効果

実行計画による効果は以下のように考えられることができます。

①地域の代表機関としての温室効果ガスの排出抑制

村役場は、職員数や事業量などからみて、村の中でも規模の大きい経済主体と捉えられます。このため、自らの事務事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することによって、今帰仁村の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与することが可能です。

②グリーン調達の推進

実行計画には、太陽光の自然エネルギーの導入等といった温室効果ガス排出抑制のための措置に関する目標が盛り込まれます。すべての都道府県や市町村が具体的な目標を掲げて環境への負荷の少ない製品やサービスを計画的に導入することで、政府の取り組みと相まって、我が国全体としてみると、大きなマーケットを創出することができます。

③事務経費の削減

紙、電気、水の使用量、廃棄物の発生量などを抑制することは、事務経費の削減にもつながります。実行計画の策定や実施は、地球温暖化防止上の効果と経済効果を同時に達成する、いわゆるウィン・ウィンアプローチ（全体的にメリット・プラスになる）に基づく取り組みと行うことができます。

④温室効果ガス排出抑制対策に関する経験・知見の蓄積

村役場には、事業者や地域住民の身近な公共セクターとして、地球温暖化対策に関する情報提供等の支援を行うことが期待されています。自ら対策に取り組むことを通じて、対策実施上の課題や効果などについて経験や知見が蓄積され、具体例を含め、事業者や住民に対する情報提供や助言をより効果的に行うことが可能です。

出典：「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」 環境省 平成19年

2.3 基準年度・計画期間

本計画の数値目標の基準年度は、活動量が適切に把握できる最新年度の平成23年度としました。また、計画期間は、その翌年度の平成25年度から平成29年度までの5年間とします（図表2-1参照）。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

図表 2-1 基準年度と計画期間

基準年度	平成23年度
計画の期間	平成25年度から平成29年度（5年間）

2.4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は図表 2-2 に示す部局等が行う施設の運営、管理及び事務の執行に関する範囲です。

図表 2-2 計画の対象範囲

計 画 対 象 施 設		
庁舎	本庁舎	総務課、住民課、福祉保健課、経済課、建設課、議会、会計管理者、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員会
村長部局 出先機関	福祉保健課	今帰仁村営火葬場、今帰仁村営葬斎場、保健センター、コミュニティセンター、仲尾次保育所、中央保育所、仲宗根保育所、今帰仁保育所
水道事業出先機関	建設課	諸志浄水場、平敷浄水場、吉事浄水場、仲宗根浄水場、湧川浄水場
建設課出先機関	建設課	運天港港湾管理事務所
教育委員会	学校教育課 社会教育課	コミュニティセンター
教育委員会 出先機関	学校教育課	給食センター、今帰仁中学校、兼次小学校、今帰仁小学校、天底小学校、古宇利小学校、兼次幼稚園、今帰仁幼稚園、天底幼稚園、古宇利幼稚園
	社会教育課	村立中央公民館、歴史文化センター、文化財資料室、村民体育館、村民温水プール、ホッケー場、総合運動公園、村営陸上競技場

2.5 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条3項には6種類の温室効果ガスが規定されています。そのうち、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF6）については、排出量の算定が困難であることと、日本の温室効果ガス排出量に占める割合が小さいことから、今帰仁村からの排出量も小さいものと想定されます（図表 2-3 参照）。

図表 2-3 地球温暖化対策推進法第2条3項に規定されている6種類の温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な発生源	地球温暖化係数 ^(注1)	日本の排出量割合(%) ^(注2)	本計画の対象物質
二酸化炭素(CO ₂)	電気の使用、ガソリン・灯油等化石燃料の燃焼等	1	94.7	○
メタン(CH ₄)	ボイラー等燃料の燃焼、自動車の走行(距離)、稲作、家畜の腸内発酵等	21	1.7	-
一酸化二窒素(N ₂ O)	ボイラー等燃料の燃焼、自動車の走行(距離)、病院での笑気ガス使用等	310	1.8	-
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンや冷蔵庫などの冷媒用に使用、廃棄時等	140~11,700	1.4	-
パーフルオロカーボン(PFC)	PFC が冷媒に封入されている製品の使用、廃棄時等	6,500~9,200	0.3	-
六フッ化硫黄(SF ₆)	絶縁ガスとして封入された電気機械器具類の使用、廃棄時等	23,900	0.1	-

(注1) 大気中に放出された単位重量の当該物質が地球温暖化に与える効果を、CO₂ を1として相対値として表したものの。

(注2) 平成21年度温室効果ガス排出量(速報値)より作成。

出典：環境省 ウェブサイト (<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/index.html>)

メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン等の5種類については、今帰仁村の事務・事業における温室効果ガスに占める割合がわずかであることが想定されます。二酸化炭素以外のメタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン等の5種類の温室効果ガスについては、排出量把握の対象から除外します。

したがって、本実行計画の排出量削減の対象とする温室効果ガスは、温室効果ガスの排出量を把握する対象物質は、二酸化炭素(CO₂)の1種類とします。

温室効果ガス排出量を把握する対象物質：二酸化炭素(CO₂)

第3章 温室効果ガスの排出実態

3.1 温室効果ガス排出量

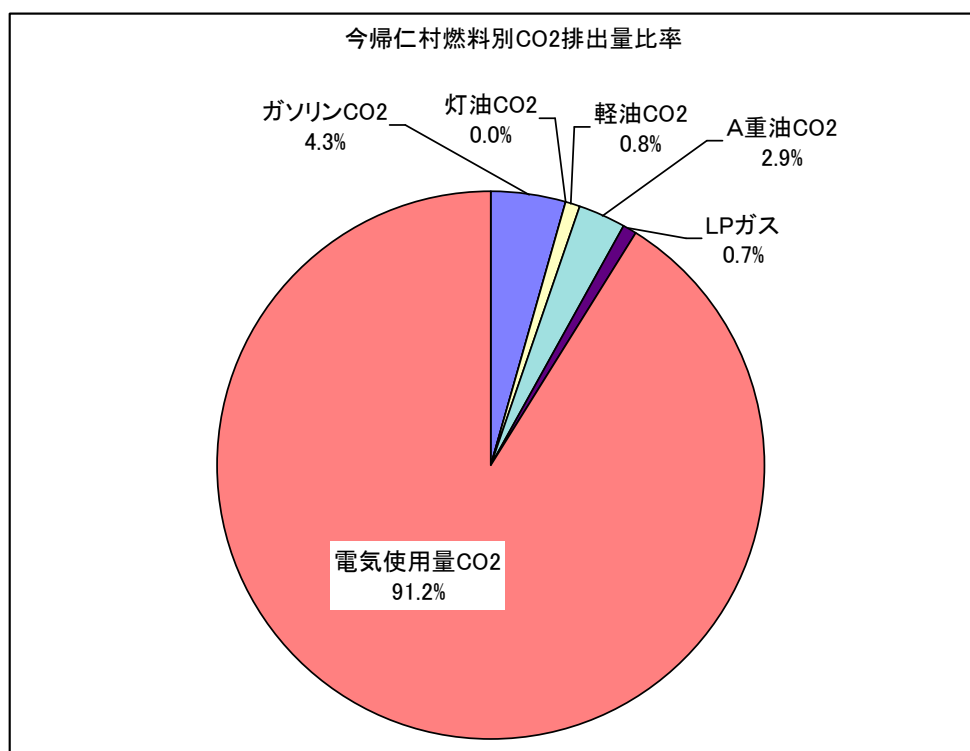
今帰仁村の事務事業に伴い発生する温室効果ガス総排出量は、基準年度である平成23年度において、2,331.3 t-CO₂ の値を示しています（図表 3-1 参照）。

温室効果ガス排出量を発生源別にみると、電気の使用量が 2,126.1 t-CO₂（91.2%）と最大です（図表 3-2 参照）。

次いで、ガソリンが 100.9 t-CO₂（4.3%）、A重油が 67.4 t-CO₂（2.9%）となっており、上位3種類で二酸化炭素排出量の98.4%の割合を占めています。

図表 3-1 発生源別二酸化炭素排出量

二酸化炭素発生源		活動量 (使用量)	排出量 (t-CO ₂)	排出割合 (%)
燃料 使用	A重油	24,872L	67.4	2.9
	ガソリン	43,459L	100.9	4.3
	軽油	7,544 L	19.8	0.8
	液化石油ガス (LPG)	2,759m ³	16.6	0.7
	灯油	261L	0.6	0.0
電気使用量		2,281,193 kWh	2,126.1	91.2
合 計		—	2,331.3	100



3.2 庁舎別排出量

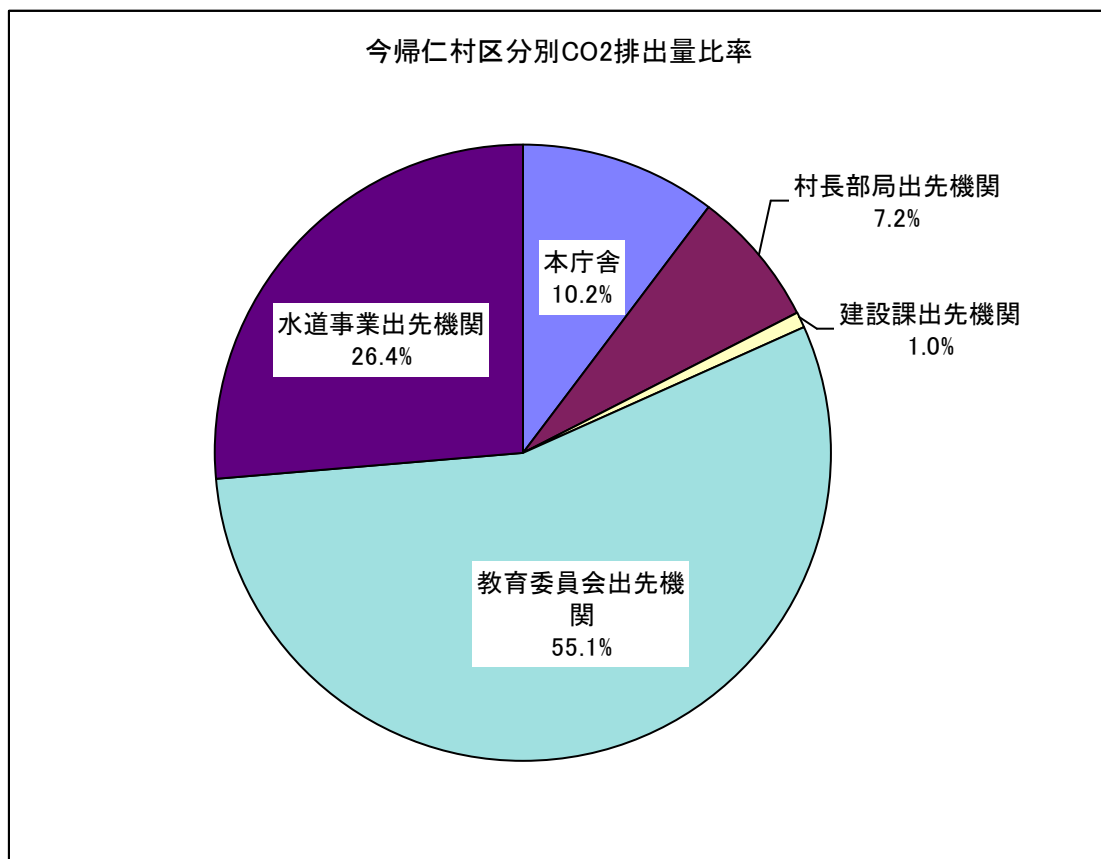
① 庁舎別の温室効果ガス排出量

庁舎別の温室効果ガス排出量をみると、教育委員会出先機関が 1,285.0 t-CO₂ (55.1%) と最も大きく、次いで、水道事業出先機関が 616.6 t-CO₂ (26.4%)、本庁舎が 238.3 t-CO₂ (10.2%) と続きます (図表 3-2 参照)。

図表 3-2 庁舎別排出量

単位：t-CO₂

計画対象施設	二酸化炭素	排出割合 (%)
本庁舎	238.3	10.2%
村長部局出先機関	168.6	7.2%
建設課出先機関	22.8	1.0%
教育委員会出先機関	1,285.0	55.1%
水道事業出先機関	616.6	26.4%
合計	2,331.3	100.0%



第3章 温室効果ガスの排出実態

②庁舎別燃料別の温室効果ガス排出量

庁舎別の排出される温室効果ガスは、水道部門が 616.6 t-CO₂ (26.4%) と最も大きく、その発生源のほとんどが電気の使用 (604.0 t-CO₂) です。(図表 3-3 参照)。

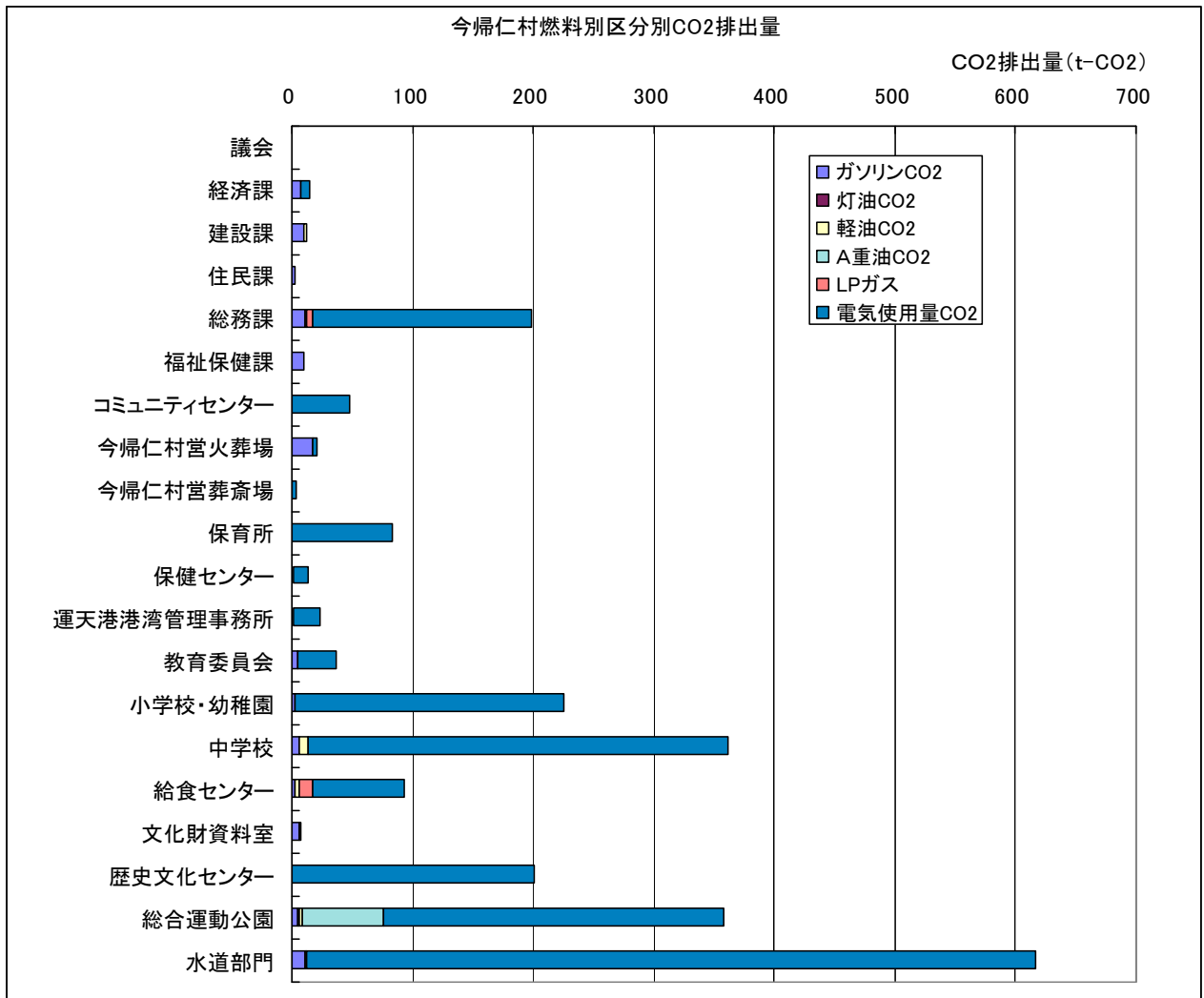
二番目に高い排出量は中学校の 361.9 t-CO₂ (15.5%) であり、主な発生源は電気の使用 (348.1 t-CO₂) です。

次に三番目に高い排出量は総合運動公園の 358.3 t-CO₂ (15.4%) であり、主な発生源は電気の使用 (282.1 t-CO₂) です。

図表 3-3 本庁舎別燃料別の排出量

単位：t-CO₂

	庁舎別	区分	ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPガス	電気 使用量	区分別計	比率
庁舎	本庁舎	議会	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0%
		経済課	7.8	0.0	0.0	0.0	0.0	6.4	14.1	0.6%
		建設課	10.3	0.0	2.2	0.0	0.0	0.0	12.5	0.5%
		住民課	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	0.1%
		総務課	10.5	0.0	1.4	0.0	4.8	181.8	198.5	8.5%
		福祉保健課	9.2	0.0	0.0	0.0	0.0	9.2	0.4%	
出先	村長部局 出先機関	コミュニティセンター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	47.7	47.7	2.0%
		今帰仁村営火葬場	17.5	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	21.3	0.9%
		今帰仁村営葬斎場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	3.5	0.1%
		保育所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	83.0	83.0	3.6%
		保健センター	1.4	0.0	0.0	0.0	0.1	11.7	13.2	0.6%
	建設課 出先機関	運天港港湾管理事務所	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	21.2	22.8	1.0%
	教育委員会 出先機関	教育委員会	5.3	0.0	0.0	0.0	0.1	31.5	36.9	1.6%
		小学校・幼稚園	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	223.1	225.9	9.7%
		中学校	5.7	0.0	8.1	0.0	0.0	348.1	361.9	15.5%
		給食センター	2.7	0.0	3.2	0.0	11.2	76.3	93.5	4.0%
		文化財資料室	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	6.9	0.3%
		歴史文化センター	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	201.3	201.7	8.7%
	水道事業 出先機関	総合運動公園	5.0	0.6	3.1	67.4	0.2	282.1	358.3	15.4%
		水道部門	10.7	0.0	1.8	0.0	0.0	604.0	616.6	26.4%
		合計	100.9	0.6	19.8	67.4	16.6	2,126.1	2,331.3	100.0%
		比率	4.3%	0.0%	0.8%	2.9%	0.7%	91.2%	100.0%	-



第4章 計画の目標

4.1 温室効果ガス削減目標の基本的な考え方

今帰仁村の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減にあたっては、それぞれの特性に応じて効果的に排出抑制に向けた取り組みを推進することが必要です。

このため、本計画における温室効果ガス排出量に関する削減目標は、全体に占める割合の高い温室効果ガスの排出量を中心に削減を目指します。また、職員一人ひとりが削減対策に取り組める実効的な目標設定を行います。

4.2 温室効果ガスの削減目標

本計画では、今帰仁村の事務事業から排出する温室効果ガスの総排出量を初年度の平成25年度は、基準年度の平成23年度の現状維持とし、以降、毎年1.5%積み上げることにより計画期間最終年度の平成29年度までに、6.0%を削減目標と定めます。

温室効果ガス削減に毎年の数値目標を立てることにより進行管理にメリハリがつけられるものと考えられます。

また、今帰仁村から排出される二酸化炭素（CO₂）の削減目標は、温室効果ガス総排出量同様に、計画期間初年度の平成23年度は、基準年度の平成25年度の現状維持とし、以降、毎年1.5%加算することとし、計画期間最終年度の平成29年度までに6%を削減目標と定めます。

図表 4-1 温室効果ガス個別及び総排出量の削減目標

温室効果ガス	平成23年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
二酸化炭素 (CO ₂)	基準年度	基準年度の現状維持	1.5%	3.0%	4.5%	6.0%
温室効果ガス総排出量 (GHG)	基準年度	基準年度の現状維持	1.5%	3.0%	4.5%	6.0%

※それぞれの年度のパーセンテージは、基準年度と比較しての削減目標です。

今帰仁村の事務事業に伴い排出される温室効果ガス総排出量を基準年度の平成23年度と比較して計画期間最終年度の平成29年度までに**6%**削減します。

$$\text{削減目標 } 2,331.3 \text{ (t-CO}_2\text{)} \times 6\% = 139.9 \text{ (t-CO}_2\text{)}$$

第5章 目標達成に向けた取り組み

今帰仁村は各施設の省エネルギー対策や地球温暖化防止の視点により行動することで、率先して地球温暖化対策を行う必要があります。

5.1 事務作業等にあたっての取組

本計画の目標を達成するためには、村民サービスの向上と省エネルギーの一層の推進等を両立させながら様々な取り組みを推進する必要があります。それらを踏まえ、以下に挙げる取り組みについて、積極的に推進します。

①電気機器等についての取組

- エネルギー効率の高い電気機器の購入
- 電気製品の待機時消費電力の削減
- 自動販売機の照明オフや設置台数の制限などによる消費電力の低減の検討
- 冷房温度は28度を目安に温度設定の励行
- 残業時におけるスポットライト照明の利用促進
- 作業環境に適した照度を計測し照明の間引きを検討
- 昼休み、退庁時等の不要な照明の消灯の励行
- 更衣室、書庫、会議室や給湯室などの照明のこまめな消灯の励行
- 使用しないOA機器（パソコン、プリンターなど）のスイッチオフの徹底
- 冷房や暖房の効果を高めるため、カーテンやブラインドの有効活用
- 給湯器の適正な管理

参考：電気機器等の配慮の省エネ効果

○外気温度31℃の時、エアコン（2.2kW）の冷房設定温度を27℃から28℃にした場合（使用時間：9時間/日）

年間で電気 **30.24kWh** ^(注1) の省エネ → CO2 削減量 **28.2kg** ^(注2) の効果

○冷房を1日1時間短縮した場合（設定温度:28℃）

年間で電気 **18.78kWh** ^(注1) の省エネ → CO2 削減量 **17.5kg** ^(注2) の効果

○12Wの蛍光灯1灯の点灯時間を1日1時間短縮した場合

年間で電気 **4.38kWh** ^(注1) の省エネ → CO2 削減量 **4.1kg** ^(注2) の効果

○デスクトップ型パソコンの利用時間を1日1時間短縮した場合

年間で電気 **31.57kWh** ^(注1) の省エネ → CO2 削減量 **29.4kg** ^(注2) の効果

注1：「家庭の省エネ大辞典 2010年版」 省エネルギーセンター

注2：平成21年度の沖縄電力排出係数（0.931kg-CO2/kWh）をもとに算出
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13318>

②自動車についての取組

- ハイブリッド車、電気自動車などの低公害車の導入
- 自動車のタイヤ空気圧の調整や点検整備の励行
- 公共交通機関の積極的な利用
- エコドライブの実践

エコドライブ10のすすめ

1 ふんわりアクセル「eスタート」
「やさしい発進を心がけましょう。」

普通の発進より少し緩やかに発進する(最初の5秒で時速20キロが目安です)だけで11%程度燃費が改善します。やさしいアクセル操作は安全運転にもつながります。時間に余裕を持って、ゆったりした気分で運転しましょう。

2 加減速の少ない運転
「車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。」

車間距離に余裕をもつことが大切です。車間距離を詰めたり、速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も多くなり、その分市街地で2%程度、郊外で6%程度燃費が悪化します。また、同じ速度であれば、高めのギアで走行の方が燃費がよくなります。交通の状況に応じ、できるだけ速度変化の少ない安全な運転をしましょう。

3 早めのアクセルオフ
「エンジブレーキを積極的に使しましょう。」

エンジブレーキを使うと、燃料の供給が停止される(燃料カット)ので、2%程度燃費が改善されます。停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離して、エンジブレーキで減速しましょう。また減速したり、坂道を下る時にはエンジブレーキを活用しましょう。

4 エアコンの使用を控えめに
「車内を冷やし過ぎないようにしましょう。」

気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調整を行いましょう。特に夏場に設定温度を下げすぎないことがポイントです。外気温25℃の時に、エアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化します。

5 アイドリングストップ
「無用なアイドリングをやめましょう。」

10分間のアイドリング(ニュートラルレンジ、エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を消費します。待ち合わせや荷物の積み下ろしのための駐車の際にはアイドリングを止めましょう。

6 暖機運転は適切に
「エンジンをかけたらずぐ出発しましょう。」

現在販売されているガソリン乗用車においては暖機不要です。寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。暖機することにより走行時の燃費は改善しますが、5分間暖機すると160cc程度の燃料を浪費しますので、全体の燃料消費量は増加します。

7 道路交通情報の活用
「出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。」

1時間のドライブで、道に迷って10分余計に走行すると14%程度の燃費悪化に相当します。地図やカーナビ等を利用して、行き先及び走行ルートをあらかじめ計画・準備をしましょう。また道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃料と時間の節約になります。カーナビやカーラジオ等で道路交通情報をチェックして活用しましょう。

8 タイヤの空気圧をこまめにチェック
「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。」

タイヤの空気圧が適正値より50kPa(0.5kg/cm²)不足した場合、市街地で2%程度、郊外で4%程度、それぞれ燃費が悪化します。また、安全運転のためにも定期的な点検は必要です。

9 不要な荷物は積まずに走行
「不要な荷物を積まないようにしましょう。」

100kgの不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。車の燃費は荷物の重さに敏感です。運ぶ必要のない荷物は、車から下ろしましょう。

10 駐車場所に注意
「渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。」

交通の妨げになる場所での駐車は交通渋滞をもたらす余分な排出ガスを出させる原因となります。平均車速が時速40kmから時速20kmに落ちると、31%程度の燃費悪化に相当すると言われています。

出典：「エコドライブ10のすすめ」 省エネルギーセンター

③事務用消耗品等についての取組

- 古紙配合率の高く、白色度の低い紙の購入
- 再生紙が使用されているトイレットペーパーの購入
- グリーンマーク商品等環境配慮商品の優先的な購入
- 用紙類の使用量の削減（両面コピー、両面印刷の徹底・裏面使用可能な紙の利用）
- 再生紙などの再生品の活用
- 使用済み封筒の再利用
- 資料の共有化を図り、個人持ち資料の減量化の励行。
- 資料ペーパーレス化の検討（電子化）
- 印刷する冊子やパンフレットなどの適正な部数作成の励行

④水の使用についての取組

- 節水機器の導入の検討
- 水使用量の把握と節水の励行の周知徹底
- ポットの残り湯を洗い物等に使う等水の有効利用
- 雨水タンク等の保守管理の徹底
- 水道水圧の調整等、水の使用削減の努力

5.2 建築物の建築・管理にあたっての取組

今帰仁村では、電力使用量の削減効果をめざし環境への配慮をします。

- 環境配慮型施設（グリーン庁舎）の整備
- 温室効果ガスの排出の少ない省エネルギー設備の導入
- 太陽光発電や風力等新エネルギーの導入の検討
- 省エネルギー型の機器・設備の導入の推進
- 雨水等水の有効利用の検討
- 屋上緑化・壁面緑化（緑のカーテン）の推進
- バイオ燃料利活用の検討
- 自然光の有効利用
- 人体感知センサー付き照明設備や照明の明るさ調整装置の導入促進
- 遮熱効果のガラスフィルムの貼り付け検討
- 施設へのブラインドや遮熱フィルム、高遮熱塗装等の設置
- 蛍光灯に反射板フィルムを張る
- 蛍光灯の反射板の清掃や取り替えを行う
- 設置されている蛍光灯の適正本数の検討を行う
- LED ライトの導入を検討する

5.3 その他

- 職員 1 人ひとりが、職場、地域等で環境に配慮できる情報を積極的に伝える
- 毎年のエネルギー使用量等を把握し、職員へ公開・周知することにより、意識啓発に努める

第6章 計画の推進

6.1 推進体制

地球温暖化対策を推進するためには、各職場における職員一人ひとりが、日々の事務事業の中で本計画に掲げる取り組みを主体的、かつ積極的に実践する必要があります。また、今帰仁村として総合的かつ計画的に事務事業に係る温室効果ガスの削減に組織的に取り組む必要があります。

本実行計画においては、進行管理及び見直しを行う庶務（事務局）を「福祉保健課」に置き、各課と連携し計画の着実な推進と進行管理を行います。

また、各課に推進担当者を1名置き、庶務への温室効果ガス排出量等に関する報告を行うとともに、各課での温室効果ガス削減への取り組みの普及に努めます。

本計画の推進体制を図表6-1に示します。

「地球温暖化対策実行計画策定及び推進委員会」「作業部会」「庶務」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

①地球温暖化対策実行計画策定及び推進会議

副村長を委員長、総務課長を副委員長とし、課長職等の構成員をもって組織します。計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

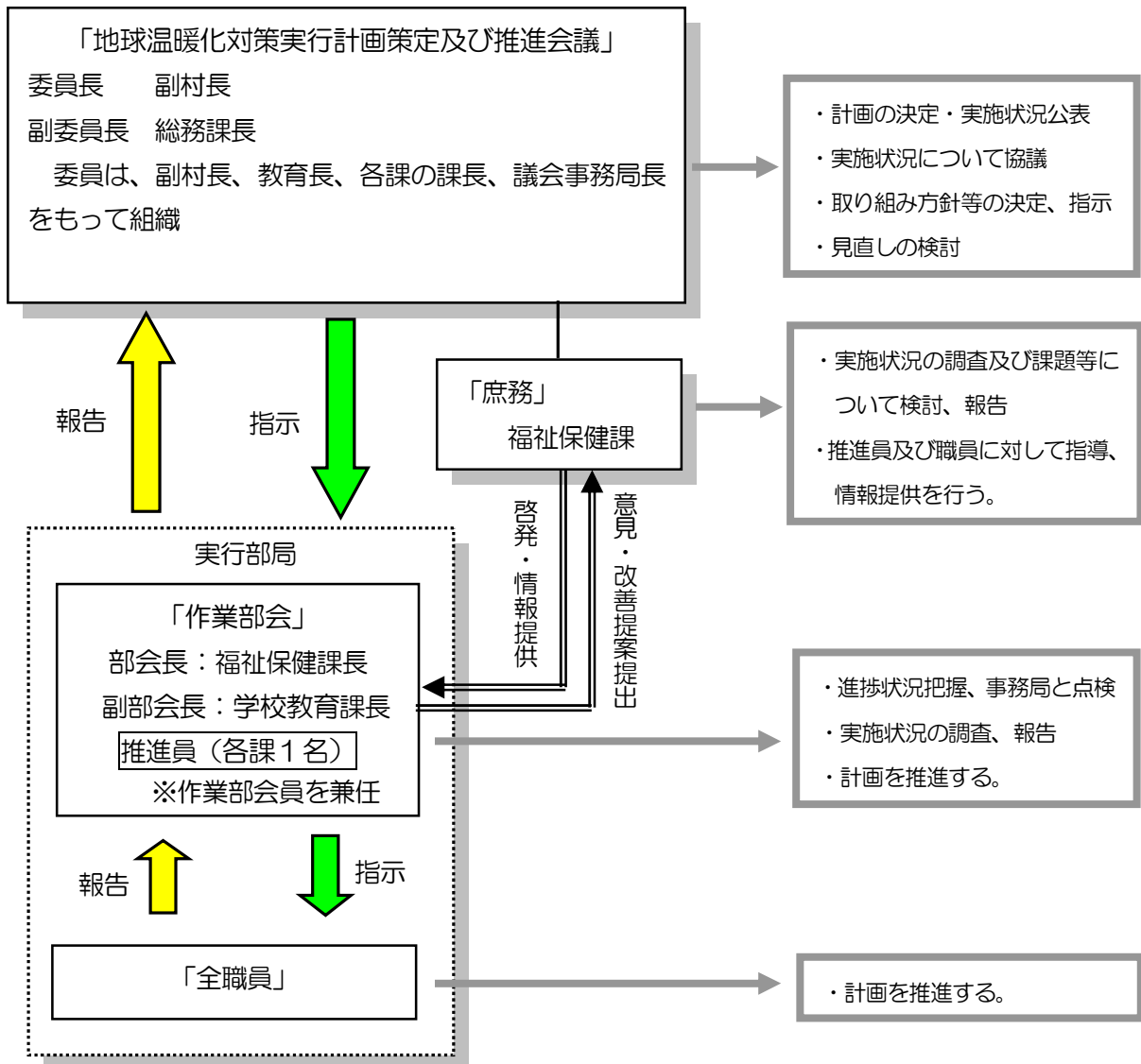
②作業部会、推進員

部会長は福祉保健課長、副部会長は学校教育課長とし、各課1名の職員を「推進員」（作業部会員を兼任）として置きます。「推進員」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、庶務と点検し、計画の総合的な推進を図ります。

③庶務

庶務を「福祉保健課」に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

図表 6-1 本計画の推進体制（案）

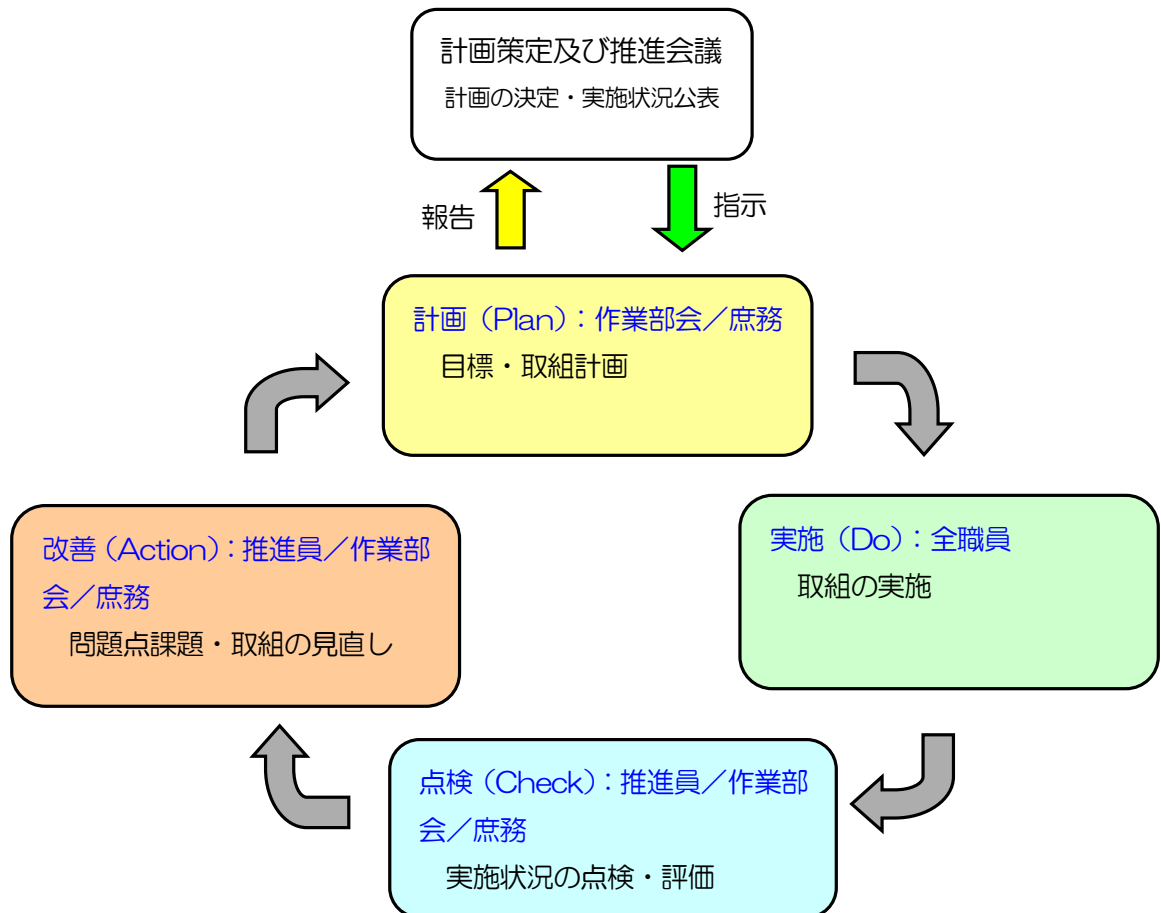


6.2 進行管理

本計画をより効果的に推進するために職員の取り組み成果を定期的に点検、評価し、必要に応じて取り組み内容や取り組み方法の見直しを図る必要があります。

図表 6-2 に示す PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより進行管理を推進します。

図表 6-2 PDCA サイクル



段階	主体	内容
計画 (Plan)	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定及び推進会議 作業部会 庶務 	<ul style="list-style-type: none"> 推進会議において、計画の決定及び変更を行い、作業部会に対して実行の指示を行います。 作業部会において取り組みの見直し策を検討し、推進会議に提案します。
実施 (Do)	<ul style="list-style-type: none"> 全職員 	<ul style="list-style-type: none"> 目標達成に向かって創意工夫をこらし、自主的、積極的に行動します。
点検 (Check)	<ul style="list-style-type: none"> 推進員 作業部会 庶務 	<ul style="list-style-type: none"> 推進員の報告により庶務で実施状況を確認し、課題及び解決策の提案を受けます。その結果を作業部会に報告します。
改善 (Action)	<ul style="list-style-type: none"> 推進員 作業部会 庶務 	<ul style="list-style-type: none"> 問題点課題を洗い出し、取組みの見直しについて検討します。 実施状況から目標達成が困難であると認められる場合、外部機関の診断等を実施することも検討し、課題解決に努めます。

6.4 計画の取り組み成果の公表

本計画の実施状況については、今帰仁村の広報紙やホームページなどで毎年公表します。

6.5 職員に対する研修・情報提供

本計画の取り組みを全庁的に徹底して推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化問題に関する認識を深め、本計画の取り組み項目を実践することが不可欠であることから、必要に応じて研修を行い地球温暖化防止の取り組みへの行動を促進します。

また、メール、掲示板、回覧板等を利用した呼びかけをすることにより計画の進捗状況の周知を図り、職員の取り組みを促進します。

さらには、職員以外の来庁者や施設利用者に対しても、本計画の趣旨を伝達し、環境配慮の取り組みに協力するよう要請します。

資料編

資料編
算定方法

① 燃料の使用に伴い発生する二酸化炭素（CO₂）の排出量算定

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{燃料使用量 (L 等)} \times \text{単位発熱量 (MJ/L 等)} \times \text{排出係数 (kg-C/MJ)} \times 44/12$$

表 1 燃料別の単位発熱量と排出係数

燃料	単位発熱量	排出係数
ガソリン (L)	34.6 (MJ/L)	0.0183 (kg-C/MJ)
灯油 (L)	36.7 (MJ/L)	0.0185 (kg-C/MJ)
軽油 (L)	38.2 (MJ/L)	0.0187 (kg-C/MJ)
A 重油 (L)	39.1 (MJ/L)	0.0189 (kg-C/MJ)
B 重油 (L)	41.7 (MJ/L)	0.0195 (kg-C/MJ)
液化石油ガス (LPG) (kg)	50.2 (MJ/kg) ^(注1)	0.0163 (kg-C/MJ)

参考：地球温暖化対策推進法施行例

(注 1)：活動量が m³ の場合、100.4MJ/m³ を使用

実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン 平成 19 年 環境省

② 電気の使用に伴い発生する二酸化炭素（CO₂）の排出量算定

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{電気使用量 (kWh)} \times \text{排出係数 (0.932kg-CO}_2\text{/kWh)} \text{ ^(注2)}$$

(注 2) 平成 21 年度の沖縄電力の排出係数

参考：温対法に基づく政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定に用いる
平成 23 年度の電気事業者ごとの排出係数等の公表について